

自立支援サービスまとめ

※各都道府県・政令指定都市によって名称や内容が違う場合があります。

2025年12月作成

2026年1月最終改定

I 自立支援給付

① 介護給付

	名称	内容	場所	障害支援区分の制限
1	居宅介護(ホームヘルプ)	掃除・洗濯・買い物・調理など日常生活のサポート。 短時間の利用を想定。	居宅	区分1以上 身体介護を伴う介助が必要な時は区分2以上
2	重度訪問介護	【重度の障害をもつ方 向け】 1人で行動することが難しい人の居宅介護。長時間利用を想定。 居宅介護に外出時のサポートも含む。	居宅・外出先	区分4・5・6
3	同行援護	【視覚障害 向け】 外出時のサポート。ヘルパーが視覚から得られる情報を言葉などで伝えてくれる。代筆や代読も含む。原則一日単位で終わるものを見定しており、通勤や通学は含まれない。	居宅⇒外出先	区分がなくても利用可能。ただし、認定の過程で必要性を認められることが条件。
4	行動援護	【知的障害・精神障害者 向け】 突発的な行動をとる、自傷行為があるなどの行動上著しい困難のある方が外出する際の危険を回避するための援護を行う。危険を回避するための身体介護も含む。	居宅⇒外出先	区分3以上
5	重度障害者等包括支援	【常時介護を要する方 向け】 このページに含まれる様々なサービスを組み合わせて手厚く提供する。1つ1つ事業所と契約を交わす手間を省き、臨機応変にサービスを提供できるようにする。	居宅 外出先 短期入所施設	区分6 ただし疾病が限られる。 (筋ジストロフィー・脊椎損傷・ALS・遷延性意識障害・重症心身障害・強度行動障害)

6	短期入所(ショートステイ)	介護者の負担軽減や、冠婚葬祭などで一時的に在宅介護ができない場合、短期入所施設での宿泊を行う。	短期入所の指定を受けた施設	区分1以上
7	療養介護	【身体障害者 向け】 医療的ケアが必要な方に対して、医学的管理の下に介護や日常生活の世話をを行う。単なる介護ではなく、 入院生活の中での創造的な活動や意思決定の支援をする。	病院	区分5・6 ただし疾病が限られる (ALSで人工呼吸器を使用している・筋ジストロフィー・重度心身障害者)
8	生活介護	【常に介護を必要とする方 向け】 障害者支援施設などで、日中に行う生活のサポート。レクリエーションなどの活動を通して、生活能力を高めるための援助も含む。入所と通所とに分かれている。	障害者支援施設	区分3(入所者は4)以上 年齢が50歳以上になると区分2(入所者は3)以上に引き下げられる。
9	施設入所支援	施設入所者の、夜間や休日の生活のサポート。 日中は別で活動の場がある人(生活介護などを受けている人)を対象としている。	障害者支援施設	区分4以上 年齢が50歳以上になると、区分3以上に引き下げられる。 自立訓練や就労移行支援を受けており、通所が難しい、または入所した方が効果的と判断された人も利用できる。

② 訓練等給付費

	名称	内容	場所	区分の制限
1	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した生活を送るために必要なスキル(金銭や食事、服薬などの管理・対人関係の構築など)を一定期間、訓練施設の職員のサポートを受けて訓練する。機能訓練では、身体機能の回復のために行うリハビリテーションが行われる。利用期間は機能訓練が18ヶ月。生活訓練は24ヶ月(36ヶ月まで延長あり) 入所と通所とに分かれている。	指定を受けた施設	区分がなくても利用可能。

2	就労選択支援	働く意欲のある方に対して、専門の相談員が、就労アセスメントの手法を用いて、本人の就労能力や適正について一緒に考え、働き方や就労先について相談に乗る。下記3・4や、一般就労も含まれる。3・4の利用者については、段階的に就労選択支援についても利用が原則となる。	指定を受けた事業所 3・4・5の指定を受けた事業所が兼ねている場合もある	区分がなくても利用可能。
3	就労移行支援	一般企業への就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、職業訓練・就労先の紹介・求職活動の支援を行う。利用期間は 24 カ月。就職後も 6 カ月はアフターケアあり。	指定を受けた事業所	区分がなくても利用可能。
4	就労継続支援(A型)	障害のため企業での就労が難しい 65 歳未満の方向けに、生産活動の機会を提供する。事業所と雇用契約を取り交わし、賃金が発生する。最低賃金法の適用あり。	指定を受けた事業所	区分がなくても利用可能。
5	就労継続支援(B型)	障害のため企業での就労が難しい方向け(年齢制限なし)。雇用契約はなく「利用者」として支援を受けるが、工賃は受け取れる。最低賃金の適用は受けないため、低額(時給 150 円～200 円)にとどまりやすい。 就労能力が上がれば、A 型や障害者雇用枠での就労にステップアップする人も。	指定を受けた事業所	区分がなくても利用可能。
6	就労定着支援	3・4・5の支援を受けて就職をした方向けに、就労が継続するよう相談に乗る。必要に応じて職場や、通院先との連携を行う。利用期間は最長 3 年間。(就労移行の 6 カ月のアフターフォローがある場合は、それが終わってからの開始となる)	指定を受けた事業所 一つの事業所で、3～6 の複数の指定を受けている場合もある	区分がなくても利用可能。
7	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活をしながら、日常生活の支援を受けられる。完全な一人暮らしは不安な人向け。日中は、他のサービスを利用	指定を受けた施設。共同生活の	区分がなくても利用可能。 身体障害者については制限(65 歳に達

		することが念頭におかれるので、グループホームとしてのサービス提供は夜間や休日が多い。	他、管理人室にスタッフが常駐するワンルームタイプもある。(サテライト型)	する前日までに障害福祉サービスの利用歴があること)があり。
8	自立生活援助	病院からの退院や施設から退所し、一人暮らしをする方向けに、見守りと相談に応じる。定期的な訪問の他、電話やメールなどでも相談も可能。利用期間は原則1年。	指定を受けた事業所	区分がなくても利用可能。

③ 計画相談支援 ※利用者負担金なし

名称	内容	場所	区分の制限
サービス利用支援	障害福祉サービスを利用するための、サービス利用計画の作成を行う。	指定を受けた事業所 (特定相談支援事業所という)	区分がなくても利用可能
継続サービス利用支援	サービス利用開始後、一定期間毎にモニタリングし、計画の練り直しを行う。	指定を受けた事業所 (特定相談支援事業所という)	区分がなくても利用可能

④ 地域相談支援 ※利用者負担金なし

名称	内容	場所	区分の制限
地域移行支援	施設入所者や、病院に入院している人が、在宅生活に戻るための支援を行う。	指定を受けた事業所。(一般相談支援事業所という)入所施設が、複数の指定を取っていて継続して支援が受けられる場合もある。	区分がなくても利用可能

地域定着支援	地域で単身生活を送っている人に対して、緊急時の相談支援を行う。	指定を受けた事業所。(一般相談支援事業所という)入所施設が、複数の指定を取つていて継続して支援が受けられる場合もある。	区分がなくても利用可能
--------	---------------------------------	---	-------------

●基幹相談センター

地域の相談支援の中核を担う。事業所の紹介や、地域の事業所では対応しきれない専門的なケースを担う。

⑤ 自立支援医療

名称	内容	場所	区分の制限
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳取得者向け。医療費の減免(1割の自己負担になる)	医療機関	区分がなくても利用可能
育成医療	18歳未満で身体障害を有する児童向け。医療費の減免(1割の自己負担になる)	医療機関	区分がなくても利用可能
精神通院医療	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のために通院が必要な人向け。医療費の減免(1割の自己負担になる)	医療機関	区分がなくても利用可能

⑥補装具

名称	内容	場所	区分の制限
更生医療	【身体障害者・難病の方】向け 義足や補聴器、車椅子などの購入の費用を支給。	区役所で、購入するものの見積り書その他必要な書類を揃えて手続き。	区分がなくても利用可能

利用者負担額について

原則 : 定率(1割)の自己負担 + 食費や光熱費等の実費負担

さらに軽減 : 「高額障害福祉サービス等給付費」

同一世帯に障害福祉サービス利用者が複数いる場合、世帯での利用者負担額が基準額を超えていれば、超えた分が返還される。

自動ではなく、申請制となっている。

さらに軽減 : 「高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減」

障害福祉サービスを利用しててきた方が、65歳以上になり介護保険サービスを利用した場合に、障害福祉と介護保険では制度が異なるために、利用者負担が2重にかかる、又今までの福祉事業所が継続して使えないなどの弊害を解消するための制度。自動ではなく申請性。利用には条件(低所得者・区分2以上・介護保険サービス未利用者)あり。

II 地域生活支援事業

市町村で行うものと都道府県で行うものがある。

地域により、名称や内容が違う。

	名称	内容	手帳等級や障害支援区分の制限
1	日常生活用具給付事業	日常生活を円滑に過ごすために必要な品を給付。事前申請制とし、品により限度額が決められている。	品により制限あり。
2	移動支援	介護給付の重度訪問介護、同行援護、重度障害者包括支援の利用者以外で、外出の支援が必要な方向けのサービス。 大学等に通う人に対しての食事介助や板書等の支援も含む。	特になし
3	日中一時支援事業	介護者の一時的な休息等を目的に、障害者に日中活動の場を提供。施設や事業所での一時預かり。	特になし。
4	訪問入浴サービス事業	【身体障害者 向け】 移動入浴車での入浴サービスの実施。	身体障害者1.2級

5	コミュニケーション支援事業	【身体障害者 向け】 手話通訳者等の派遣	特になし
6	重度障害者等入院時 コミュニケーションサポート事業	意思疎通が困難な障害者が入院をする際、病院スタッフとの意思疎通を図るためにヘルパーが派遣される。	介護給付の居宅介護・重度障害者等包括支援の利用者で、単身生活者。
7	重度障害者等就業支援事業	重度障害者の就業支援。通勤や、就業中、休憩時間における必要な介護費用の補助を行う。	介護給付の重度訪問介護・同行援護・行動援護の利用者
8	地域活動支援センター事業	創作、生産活動や地域交流の場。通所型で相談支援も利用できる。無料で利用でき、自由度が高いので、引きこもりがちな人の日中の居場所や、I-②の訓練等給付費にはまだ体力がついていけるか不安という人におすすめ。	特になし

Ⅲ その他の事業

	名称	内容	手帳等級や障害支援区分の制限
1	生活支援型食事サービス事業	一人暮らしの重度障害者のための、見守りを目的とした配食サービス。	身体障害者1.2級 療育手帳A.B1 精神障害者手帳1.2級
2	重度心身障害児者等医療型短期入所	医療的ケアが必要な重度心身障害児者のためのショートステイ。予約制。	心身の障害により条件あり。
3	重症心身障害児者医療コーディネート事業	かかりつけ医で対応が難しい急病時、専門コーディネーターが連携医療期間に受け入れ調整を行う。事前登録制。	身体障害者手帳1級または2級所持、かつ療育手帳Aをもつ方。
4	補助犬の利用機会の提供	【身体障害者向け】 盲導犬・介助犬・聴導犬利用の相談に応じる。	手帳の等級や障害者支援区分の制限なし
5	住宅入居支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望するも、保証人がいない等の困難を抱える人向けの支援。国土交通省が行っている、高齢者や外国人も含めた入居支援(あんしん賃貸支援事業)と連携している。	特になし

参考文献

- ・ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ
[福祉・保健・医療情報 - WAM NET \(ワムネット\)](#)
- ・ 厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」[001480295.pdf](#)
- ・ 大阪市「福祉のあらまし」令和7年度版 [福祉のあらまし（令和7年度版）](#)
- ・ 「これならわかる＜スッキリ図解＞障害者総合支援法 第3版 鈴木裕介・二本柳覚／著